

セーフティネット保証4号認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第2条第5項第4号】（突発的災害（自然災害等））

● 認定に当たっての要件

- (イ) 経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。（新型コロナウイルス感染症の指定地域は全国）
- (ロ) 個人の場合は事業実態のある事業所、法人の場合は登記上の住所地又は事業実態のある事業所があきる野市内にある中小企業者。
- (ハ) 経済産業大臣の指定を受けた災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

● 申請に必要なもの

- ① 認定申請書 **2部**
- ② 売上高等チェックシート（指定様式）※事前に計算してください。 1部
- ③ 誓約書 1部
- ④ 委任状（代理申請の場合） 1部
- ⑤ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後3か月以内の原本又は写し 1部
注）個人事業主の場合は不要
- ⑥ 会社概要 1部
又は会社案内のパンフレットやホームページ等（資本金、従業員人数、事業内容等が記載されたもの）
- ⑦ 認定申請書に記載されている内容（月ごとの売上高等）が確認できる資料（月次試算表、売上台帳、法人事業概況説明書、総勘定元帳等）
- ⑧ 確定申告書又は決算書の写し（直近決算期分） 1部

● 申請と認定の手続きについて

- ① 上記書類がそろいましたら商工振興課窓口へ提出してください。
- ② 認定申請に当たっては、1週間ほど余裕をもってお申し込みください。
認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、商工振興課窓口まで直接受取にお越しくください。
- ③ 委任状による金融機関の代行も可能です。

問い合わせ：あきる野市役所環境経済部商工振興課商工振興係
電話 042-558-1867（ダイヤルイン）
FAX 042-558-1119